

交通安全情報



警視庁交通部

安全運転管理者の皆さま

2023年
12月から

安全運転管理者による
運転前後のアルコールチェックに
アルコール検知器を用いること
が義務化されます。

※2023年12月1日から、
安全運転管理者の業務に、下記の業務
が加わります(下線部の部分)！！

- ① 運転の前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無の確認をするほか、アルコール検知器を使用して確認を行うこと
- ② 確認の記録を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること



「目視等での酒気帯びの有無の確認」について

酒気帯びの有無の確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

確認は、対面が原則！

対面での確認が困難な場合

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

「安全運転管理者以外の者」による確認について

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難な場合、**安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、確認を行わせることは差し支えありません。**

「確認内容の記録」について

運転前後に酒気帯び確認を行い、次の事項について記録。

- ①確認者名
- ②運転者
- ③運転者の業務に係る自動車のナンバーまたは識別できる番号等
- ④確認の日時
- ⑤確認方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項

使用するアルコール検知器について

酒気帯びの有無の確認に使用する検知器は、
「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する検知器」と定められています。

